

別記様式第 1 号

通 知 書

年 月 日

警察署長 殿

通知者

印

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第1項第1号に定める車体の大きさの基準に該当しない身体障害者用の車の購入に要した費用を下記のとおり支給するので通知する。

記

1 受給者

住 所

氏 名

2 支給に係る身体障害者用の車の概要

(1) 車の名称

(2) 型式

(3) 製品番号

(4) 車の大きさ

長さ センチメートル

幅 センチメートル

高さ センチメートル

備考 1 身体障害者用の車とは、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に該当する電動車椅子をいう。

2 当該支給に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。